

〔付〕

一 帝国教育会国字改良部仮名決議

(明治三十三年七月)

一 片仮名平仮名共に用ふること

二 仮名の字形に變革を施さず(活字を横広く作るなどは此限にあらず)

三 同音の仮名に數種あるを各一種に限ること左の如し

あ	い	う	え	お	ア	イ	ウ	エ	オ
か	き	く	け	こ	カ	キ	ク	ケ	コ
さ	し	す	せ	そ	サ	シ	ス	セ	ソ
た	ち	つ	つ	と	タ	チ	ツ	ツ	ト
な	に	ぬ	ね	の	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
は	ひ	ふ	へ	ほ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
ま	み	む	め	も	マ	ミ	ム	メ	モ
や	ゆ	ゆ	よ	よ	ヤ	ユ	ユ	ヨ	ヨ
ら	り	る	れ	ろ	ラ	リ	ル	レ	ロ
わ	ゐ	ゑ	を	を	ワ	ヰ	ヱ	ヲ	ヲ
ん					ン				

ゐゑをノ三字ハ本音WiWeWoヲ写ス時ニノミ用フ(ゐゑをノ音ノ既ニいえおトナレルモノハあ行ノ仮名ニテ写ス)

四 拗音は二字の右に短き線を引きて記す「きや」「しゆ」「ちよ」

「キヤ」「シユ」「チヨ」の如し

五 促音は「ツ」字を右へ寄せ小さく書きて記す「おツと」「夫」「ホッ

ス(欲)の如し

六 「ちゅ」「はよ」「やまく」等の略符は印刷物には用ひず筆にて書くには妨なし

七 長き音を写すにはあいう(アイウ)を用ひ二字の右に短き線を付

く「かあ」「きい」「くう」「けい」「こう」「カー」「キイ」「クウ」

「ケイ」「コウ」の如し

八 従來の仮名遣を廢し一切發音の儘に写す但し動詞の「いふ」「お

もふ」「いはふ」「わらふ」「たたかふ」の類は「いう」「おもう」「いわ

う」「わらう」「たたかう」と記す

九 従來の字音仮名遣を廢して發音の儘に写す例へは「キヤウ(京)

「キョウ(興)」「ケウ(教)」「ケフ(夾)等すべて「キョウ」と記す

十 文は言文一致ナルヘキコト

十一 文中の用語には成るべく字音の語を避くること

十二 文をば縦に記すこと但し或る場合には左より右に記すも妨なし

十三 單語と單語とを離す

十四 固有名詞は太き仮名を用ひて區別す

十五 文の頭には太き仮名を用ふ

十六 句読の点には「。」及び「、」を用ふること

十七 一語が二行に分るときは前の行の終に(〃)符を附す

因に云ふ右「仮名決議」は去る七月八日の臨時總會に於て決議し更に委員を選んで字句の修正を之に一任し委員は同十五日字句の修正を了したり然るに九月十一日の臨時總會にて又委員を設けて再調査に附することとなり委員は仮名の字体の中にて「い」「も」を改めて「し」「も」となし教則大綱の字体と一致せしめたるものなり

〔教育公報〕明治三十三年十月号

二 高等師範学校附属小学校国語科実

施方法要領

(明治三十四年一月)

高等師範学校ニ於テ昨三十三年^月入文部省令第十四号小学校令施行規則第十六条ニ依リ同校附属小学校ニ於ケル国語科実施方法取調方ヲ同校教授後藤牧太、那珂通世、三宅米吉、畠山健、桑原隣藏、岡倉由三郎、小泉又一、吉田弥平、同校教諭三土忠造、石川倉次及同校訓導佐々木吉三郎ノ十一人ニ命シ調査セシメタルニ尋常小学ニ関シ左記要領ノ如ク決定申報セリ(文部省)

尋常小学国語科実施方法要領

一 小学校令施行規則中第二号表ノ仮名遣ハ近易ナル普通文(話言葉)ニ於テハ字音ノ言葉ノミナラス国音ノ言葉ニモ適用スルモノトス

二 国語教授ニ用フル言葉ハ主トシテ東京ノ中流以上ニ行ハレ居ル正シキ発音及ビ語法ニ従フモノトス

三 前項ノ教授ニ関シ仮名又ハ漢字ヲ用フルハ品詞ノ種類ニ依リテ區別スルモノトス

(イ) 仮名ノミヲ用フルモノ

感動詞、後置詞、助動詞、接読詞、

国音ノ動詞、形容詞、副詞、

(ロ) 便宜上漢字又ハ仮名ヲ用フルモノ

名詞、代名詞、数詞

字音ヨリ出デタル動詞、形容詞、副詞

四 前項ノ主旨ニ拠リ小学校令施行規則第三号表中用ヒズト決シタル漢字左ノ如シ

也云侮僅俄佳倦其只叶奪弄彼或於欺欲此漸舟載飽(以上二十二字)

五 前項ノ外漢字ヲ節減スル場合ニハ成ルベク左ノ標準ニ拠ルベシ

(イ) 字画ノ多キモノ

(ロ) 字画ノ誤リ易キモノ

(ハ) 漢字ニ依ラズシテ記スヲ便利トスルモノ

(ニ) 漢字ニテハ読ミ誤リ易キモノ

(ホ) 同訓ノ文字中応用ノ少キモノ

六 前項ノ主旨ニ拠リ小学校令施行規則第三号表中成ルベク用ヒザルヲ可トスルモノ左ノ如シ

並互仰但供依促倉倒催似備傾仲傘側仮伸充再涼凡刻券勸卸向呈
吾周吹吐困垂夢奮如嫌尚尤屑履屈己希幾廢延弔憂忙忽恭惑慶憚
惜挾掬抱櫛潔濕汲濟烈狹甚籠繁誘越遣遇(以上七十四字)

七 仮名ハ初メ片仮名ヲ用ヒ、漸次平仮名ニ及ボスモノトス

八 促音ヲ記スニハ促音トナル仮名ノ右下ニ小サキ「ツ」ヲ置クモノトス

例、マツチ ラッパ キッテ等

九 「オ、ヲ」ノ用法ハ後置詞ニ限り従来ノ慣用ニ依リテ「ヲ」ヲ用ヒ

其他ハスベテ「オ」ヲ用フルモノトス

十 「ジヂ、ズヅ」ノ用法ハ通例「ジ、ズ」ヲ用ヒ「チ」又ハ「ツ」ノ重ナリテ濁レルモノ、「チ」又ハ「ツ」ノ音ヲ有テル言葉ガ熟語トナリテ濁レルモノニ限り「ヂ、ヅ」ヲ用フルモ妨ナシトス

例、チヂミ ツヂミ ハナヂ テヂカ コヅ、ミ』 デンヂ等

十一 動詞中「ワ」行活用ノ終止法、連体法ハ何レモ「ウ」ト記シ「ウ」ト発音スルモノトス

例、アウ イウ ヌウ オモウ 等

十二 形容詞ノ終止法、連体法ニハ長音符「ー」ヲ用ヒズ何レモ「イ」ト記スモノトス

例、オーキイ ウツクシイ ヨロシイ 等

十三 別表「カ」行「ガ」行ニ活用スル第一類動詞中語幹ノ末ニ「イ」列又ハ「エ」列ノ音アルモノヲ「テ、タ」又ハ「デ、ダ」ニ続クルトキハ長音符「ー」ヲ用ヒズ「イ」ト記スモノトス

例、キイテ シイテ ヒイタ クジイタ ヒシイダ』 セイテ
ハルメイテ ヘイダ カセイダ 等

十四 「ワ」行活用ノ動詞ヲ「テ、タ」ニ続クルトキハ長音ニセズ、スベテ促音ヲ用フルモノトス

例、アッテ イッテ ヌッタ オモッタ 等

十五 形容詞ヲ「テ」又ハ「ナイ」ニ続クルトキ又ハ副詞トスル場合ニハ其ノ語尾ヲ長音ニセズ「ク」トスルモノトス

例、アカクテ ヨクテ ワルクテ カナシクテ』 アカクナイ
ヨクナイ ワルクナイ カナシクナイ』 ヨク カク、ワ

ルク スル、カナシク オモウ 等

十六 形容詞ヲ敬語ノ「ゴサイマス」ニ続クルトキハ左ノ規則ニ拠ルモノトス

(イ) 語幹ノ末ニ「ウ」列、「オ」列ノ音アルモノハ其ノ下ニ長音符

「ー」ヲ置ク例、^{ウスー}アツー^{オモー}ゴザイマス

(ロ) 語幹ノ末ニ「ア」列ノ音アルモノハ「オ」列ノ音ニ移シ「イ」列ノ音アルモノハ拗音ノ「ユ」列ニ移シテ其ノ下ニ長音符「ー」ヲ置ク

例、^{アカ、アサ、イタ、イロ、イト}アツー^{アコ、アソ、アト}ゴザイマス

^{ヨロシ、クルシ、オキキ}ヨロシ、クルシ、オキキ^{ユ、ユ、ユ}ゴザイマス

十七 従来「ハヒフヘホ」ノ仮名ヲ「ワ」行ニ発音シ居ルモノハ発音ノ如ク「ワイウエオ」ノ仮名ヲ用ヒ又「クワ、グワ」ト書テ「カ、ガ」ト発音シ来レルモノハ発音ノ如ク「カ、ガ」ノ仮名ヲ用フルモノトス

但シ音便上長音トナル場合ニハ長音符「ー」ヲ用フルモノトス

例、ニワトリ、ウグイス、ユーガオ、カエル、オーギ、ホーキ、

コーモリ、オーカミ、ユキ、ワ、シロイ、イエ、エ、カ

エル、キモノ、ヲ、ヌウ、カオ、ヲ、アラウ、ケンカ、

カンノン、ニツコー、モチガシ、ガイコクジン、等

十八 話言葉ノ動詞、助動詞及ビ形容詞ノ活用ハ別表ニ拠ルモノトス

(別表)

動詞ノ語尾変化及助動詞並ニ後置詞トノ連続表
第一類動詞(語尾が五段ニ変化シテ活用スルモノ)

書	脱	押	打	死	飛	読	取	買
か	が	ざ	た	な	ば	ま	ら	わ
(き)	ぎ	し	ち	に	び	み	り	い
マス	タイ	ソ	アソ	ダ	ダ	ん	ツ	ツ
ナイ	ナ	ナ	ソ	バ	ガ	コ	ト	カ
マイ	ナ	ケ	ラ	ヌ	ワ	ノ	ト	デ
ナ	シ	レ	シ	ガ	ガ	コ	ト	カ
け	げ	せ	て	ね	べ	め	れ	え
こ	ご	そ	と	の	ほ	も	ろ	お
ナ	シ	ケ	ト	ノ	ニ	ト	カ	カ
ラ	ナ	レ	シ	ガ	ガ	ト	デ	カ

コノ「せ」ニ「サセル」又ハ「ラレル」ノツヰクトキハ上ノ「せ」ハ「サ」又ハ「ラ」ニ合ハサリテ「せサセル」ハ「さセル」トナリ、「セラレル」ハ「さレル」トナル

字音ヨリ出デタル動詞

崩、薨	勉強、議論	封、禁、案	察、決	議、廢、愛、訳
(三)	(二)	(一)		
ぜ イヨ	せ ラレル	じ サセル ズ	し ソ アソ サル バ	さ レセ ルル イ
じ	し ロナイ	じ マイ タ	し ソ アソ サル バ	し タ イ ス
ずる ニノ コソ カ	する モワ カ デ ト モ	じる ラ ダ ロ イ	しる ソ ケ レ ド モ	す… マイ
ずれ	すれ	じれ バ	しれ	せ
じよー カ	しよー デ ト モ	じよー ニガ	しよー ケ レ ド モ	そー シ ナ ラ

コ、ノ「せ」ヨリ「サセル」又ハ「ラレル」ニツヅク場合ニ「せ」ガ次ノ音ニ合ハサリテ「さセル」「さレル」トナルコトハ変格ノニ同ジ
 (一)ハ第一類動詞ノ「さ」行ニ同ジ (二)ハ第二類動詞ノ「号」ノ「さ」行ニ同ジ (三)ハ変格動詞ノ「さ」行ニ同ジ

成 ^ナ サ、下 ^{クダ} サ	ら ナズ イ	イ… マス	り… ソ イ タイ
	ツ タ		
	る	トニ ノ コ ソ カ	モワ ガ デ ト モ
		ラ ダ シ ロ イ	ソ ケ レ ド モ
			シ ナ マ ナ ラ イ
		イ (命令)	れ… バ
	ろ ー	カ デ ト モ	トニ ガ
			ケ レ ド モ
			シ
	御 ^ゴ 坐 ^ザ		
	ら ン		
	イ	り… ソ イ	
	マス		
	ツ タ		
	る	ニノ コ ソ カ	モワ ガ デ ト モ
		ラ ダ シ ロ イ	ソ ケ レ ド モ
			シ ナ マ ナ ラ イ
	れ バ		
	ろ ー	カ デ ト モ	トニ ガ
			ケ レ ド モ
			シ

助動詞ノ變化及ソノ相互並に後置詞トノ連続表

「ダ」ハ「ハ」又ハ「（ ）」ノ内ノモノニツキ、「ダ」ハ「（ ）」ノ内ノモノニツク

○ なく たく ○ ○ ○ ○ だら たら
モワ テナイ バ

○ ○ た ○ ○ であり ○ だり たり
ソ ソ

ず なか たか ○ ○ だ であ だし だ た
ツ ツ ッ ッ ッ ッ ッ ッ

ぬ(ん) ない たい ○ だ である です だ た
カデ トモ ニノコソ モワガ ラダロイ ソケレドモ シナラ

ね(ん) なければ たけれ ○ であれ ○ だれ たれ
カデ トモ トニガ

なかろー たかろー だろー であろー でしょー だろー たらー
ソ カデ トモ トニガ ケレドモ シ

で で て

られ れ させ せ ませ
サセル ロイ ヨナイ マイ ラレル ズ

られ れ させ せ まし
アナソバルス ソライ マス タ

られる れる させる せる ます………マイ
デトトモ コモワガ ラシイ シナラ ナナ

られれ れ させれ せれ ますれ
カデ トトニガ ケレドモ シナラ

られよー れよー させよー せよー ましよー
カデ トトニガ ケレドモ シナラ

第二類動詞(「イ」列又ハ「エ」列ノ音ニ「る・れ」ヲ添ヘテ活用スルモノ)

(一)

用、強、起

射	着	過	恥	落	似	干	延	見	下
い	ぎ	ぎ	じ	ち	に	ひ	び	み	り
					マイ		ナイ	ズ	
い	ぎ	ぎ	じ	ち	に	ひ	び	み	り
					マス		タイ	ソ	
いる	きる	ぎる	じる	ちる	にる	ひる	びる	みる	りる
					ナラ	ケレドモ	ダロ	ラシ	
いれ	きれ	ぎれ	じれ	ちれ	にれ	ひれ	びれ	みれ	りれ
					ナラ	シ	ケレドモ	ヨ	

(二)

考、植、覚

東

得	受	逃	瘦	混	捨	撫	寝	綜	比	眺	隠
え	け	げ	せ	ぜ	て	で	ね	へ	べ	め	れ
サセル	ラレル	ラレル	ロヨ								
え	け	げ	せ	ぜ	て	で	ね	へ	べ	め	れ
ナサル	アソバス	アソバス	タ								
える	ける	げる	せる	ぜる	てる	でる	ねる	へる	べる	める	れる
		ワガ	コモ	ニ	ト	トモ	カ				
えよ	けよ	げよ	せよ	ぜよ	てよ	でよ	ねよ	へよ	べよ	めよ	れよ
		ニガ	ト	トモ	デ	カ					

第一類動詞ガ出来ル意味トナレルモノ

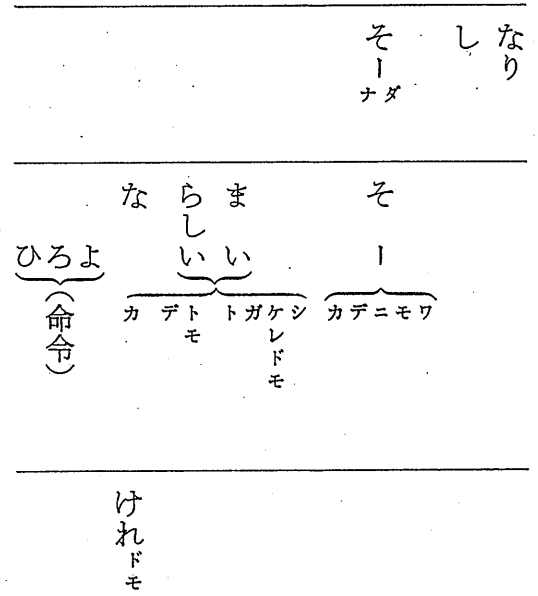
書	脱	押	打	死	飛	読	取	買
げ	げ	せ	て	ね	べ	め	れ	え
		マス	マイ	ナイ	ズ			
げ	げ	せ	て	ね	べ	め	れ	え
		マス	ソ	ナサル	アソバス	タ		
ける	げる	せる	てる	ねる	べる	める	れる	える
	ケレドモ	ダソ	ラシ	ワガ	ワガ	コモ	トモ	カデ
けれ	げれ	せれ	てれ	ねれ	べれ	めれ	れれ	えれ
				バ				
けよ	げよ	せよ	てよ	ねよ	べよ	めよ	れよ	えよ
	ケレドモ			ニガ		トモ	カデ	

変格動詞

来	為
こ	せ
マイ	ヨ
ナイ	イ
ズ	
サセル	ラレル
タ	
ナサル	
き	し
マス	ロ
ソ	ナイ
イ	イ
ス	
くる	する
ケレドモ	ト
シナラ	ニ
ナ	ノ
ラ	コ
	ソ
	ワ
	ガ
	ト
	モ
	カ
	デ
	ト
	モ
くれ	すれ
こよ	しよ
ケレドモ	カ
シナラ	デ
	ト
	モ
	ガ
	ニ
	ト
	モ

「ず」ヨリ「タ」ニハツヅカズ

ならバ

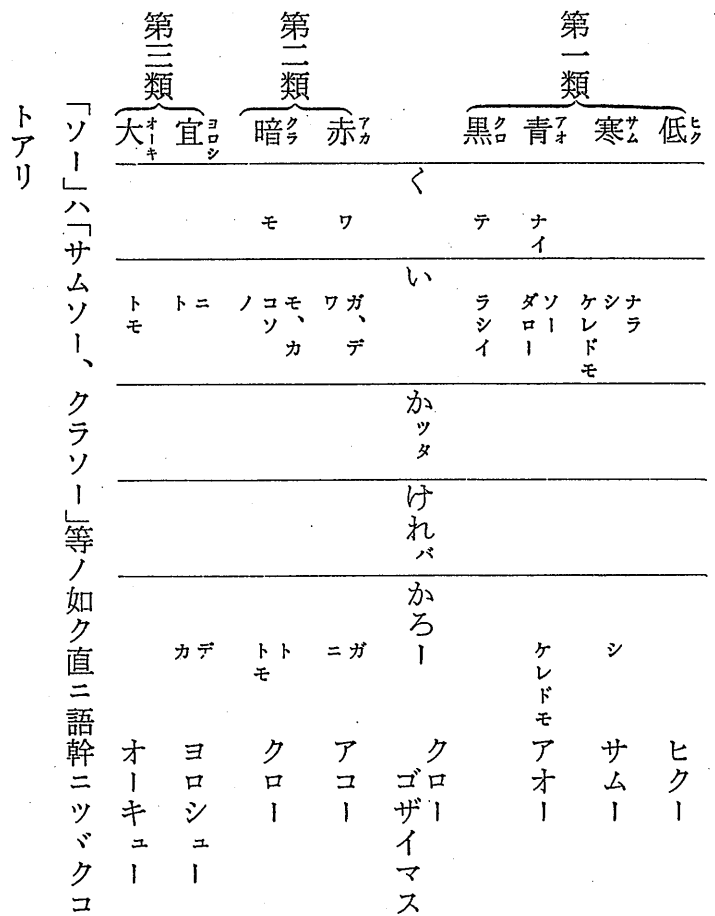


形容詞ノ語尾変化及助動詞並ニ後置詞トノ連続表

形容詞中、語幹ノ末ニ「ウ」列「オ」列ノ音アルモノヲ第一類ト

シ、「ア」列ノ音アルモノヲ第二類トシ、「イ」列ノ音アルモノ

ヲ第三類トス



トアリ

「ソー」ハ「サムソー、クラソー」等ノ如ク直ニ語幹ニツヅクコ

(官報 明治三十四年一月三十一日)

三 国語調査委員会決議事項

(明治三十五年七月)

国語調査委員会ハ本年四月ヨリ同六月ニ涉リテ九回委員会ヲ開キ其調査方針ニ就キテ左ノ如ク決議セリ(文部省)

- 一 文字ハ音韻文字(フオノグラム)ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
 - 二 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ是ニ関スル調査ヲ為スコト
 - 三 国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
 - 四 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト
- 本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スヘキ主要ナル事業トス然レトモ普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スル所アラントス
- 一 漢字節減ニ就キテ
 - 二 現行普通文体ノ整理ニ就キテ
 - 三 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
 - 四 国語仮名遣ニ就キテ
 - 五 字音仮名遣ニ就キテ
 - 六 外国語ノ写シ方ニ就キテ

(官報 明治三十五年七月四日)

四 新聞社説

(一) 読売新聞 新定仮名遣法の実行は暫次見合すべし
社説

(附) 漢字制限も亦同然

(明治三十三年九月二十九、三十日)

文部省は今回小学校令の改正と共に其施行規則をも改正し、新に小学校に於て教授に用る仮名及其字体。字音仮名遣。漢字の範圍等をも定めたるが、爾來仮名遣の制定に就ては世間其英断を称する者あると共に、之を非難するものも亦甚多く、中には随分強硬なる反對をなす者ありて、折角の省令を以てして、猶其能く実行せらるべきや否やさへ疑ふ者あるに至れり。

思ふに今の国字の不便にして何とか改定せざるべからざるは、是迄とても朝野の教育家が頻に唱道せる所、今文部省が断然其信ずる所に従て、仮名字体を定め字音仮名遣を定め、又使用漢字の範圍を定め、児童をして可成簡便に實際の応用に資し易からしめんことを期し、徒に学科の複雑繁密に渉るが為、過度の心力を費すことなからしめんと力めたるに就ては、余輩も亦寧英断として之を称するに吝ならず、然れども独其之を定めたるの方法手續に至ては亦苟に疑なき能はざるなり。

既に英断と云ふ独力専断幾多の反対を排して所信を執行するは免かるべからざることなるべけれど、今回の仮名。字体。仮名遣等の

一定は、元々世間一般の己に久しき以前より齊しく其の要を認めたる事なれば、英断と云ふと雖も実は世論に従つて執行したるものにして、予め之を発表するも敢て之に向て障害を加ふるものあらざるべきに、文部当局者が折角世論に従つて一定の英断に出でながら、其の方法に就て更に予め世論を徴し世評を求め、広く学者の意見に聴くことをなさざりしは、余輩が今に於て転た其輕拳を惜しまざるを得ざる所なり。

尤も文部省に於ても、斯る大事を執行するまでには、必ず多年の歳月と、優絶の智識を以て、丁重に調査したるものなるべけれど、唯其広く世間の智識を集めざりしの結果は、流石国語学者の上田博士を叩へ、哲学者の沢柳学士を有し、之を率ゆるに法律学者の奥田学士、政治学者の木場博士を以てせる文部省の定たる所なるも、猶千慮の一失とも思はるべき個所甚だ多きが如きは余輩の頗る遺憾とする所なり、試みに其制限せられたる漢字に就て之を見るも、米。鮒。鯛。鯉など普通用ゐられるべき文字にして其中に見出されず、殊に苟くも字を知る者の必ず拝読せざる可らざる、彼教育勅語中に用ゐられある文字にして、省略せられたる者も亦甚だ多し、申すも畏けれど日本臣民の必ず体し居らざる可らざるは上御一人の一人称即ち「朕」なる文字さへ、之を欠るに至ては豈に甚しき失態と謂はざるべけんや、尤も当局者は詔勅の如きも後來は漸々此方針に従るべきとの考なるべけれども、学校は詔勅。法令等の用語を掣肘すべきの処にあらず、却て此等をも能く理解し得て遵奉すべきの国民を作るべきの処なれば、当局者にして真に詔勅の用語をも可成簡易に願

ひ奉らんとの心ならば、先づ詔勅等の簡易となりて最早必しも難しき漢字を知るの要なきの時に於て始めてなすべきの筈ならずや、詔勅の未だ其語を改めざるに先ちて小学兒童の知識を制限する、是豈に前後顛倒の施設といはざるべからず、若し又此の如くにして推し行かば、将来我國民中普通教育を受けながら教育勅語をも拝誦し得ざるの人多きに至るべし、是豈に喜ぶべきの事ならんや。

○ ○

新定仮名遣に於ても亦然り、殊に彼の「」の如きは非難最も多く、之を文字と云ふべきか、將た符号と称すべきか、それさへ定かならず、猶將來或は仮名専用の事ともならば、連字号ハイフン或は註釈符号等と混淆し易きの虞あり、且つ既に文字と云ふ以上は幾分か美的形象を要すべきに、「」の數多く連るは体裁上果して如何あるべきか、次にカとクワ、ジとヂ、ズとヅの区別の如き成程文部省に近接せる地方の子弟にては之を区別することも容易ならざるべしと雖も、四国九州等にては区別明白にして、又区別せざれば却て解するに苦むの有様なり、然るに今文部省が之を区別し得ざる地方の子弟をして、可成別音を正さしむることを求めず、却て之を別ち得る地方にまでも総て之を区別するなからしめたるは、果して当を得たる者なるや、已に其之を区別するなからしめて、猶從來慣用の例に従ふも妨げずとなせるは、果して妨げずとするほど而く輕視すべきの事なるか、且夫れ已に小学校使用の仮名遣を新定せる以上は、須く新聞雜誌等世俗普通に行はるゝ刊行物等に於ても、齊しく之に従ふべきことを期せざるべからざるが、彼拗音のちよ、しゃの大字と小字と

の組合せの如きは、果して活版植字の上に於て不便を感じざるや、特に電報等に於て之を區別せざるべからざるに至ては極めて至難の事ならずや。

以上は唯一例を示せるのみ、此等の事一々数へ来れば、千慮の一失も枚挙に遑あらざるべし、折角の英断を孟浪杜撰と評し去らんは聊か気の毒なれど、左りとて之を完全無欠とするは又甚難し、要するに小学校用の仮名遣が一時の遊戯若くは玩弄物の如きものならば即ち止む、苟も之を以て将来卒業の後世に出で、直に応用し、以て普通の用を便するに資することを求めば、教授以外種々の方面よりも觀察して然る後之を定めざるべからず、而も何事ぞ独力専断、独り之を世間に示して広く意見を徵せざりしのみならず、現に今文部省に設置せられ、此事には最も重大なる關係を有する国語調査会にさへ、唯一回の諮問をも為さざりしとは、愈々以て其蠢勇に驚かざるを得ざるなり。

抑も国語国字の改良新定たる、固に重大なる事柄にして、或は国民の基礎も之によりて左右せらるべく、其影響の波及する所頗る重大なるが故に、一たび之を定めば又再び之を改むること甚だ難し、されば今国字改良の要切なると共に、其の調査は又最も慎重にせざるべからず、此に於てか余輩は文部省今回の仮名遣法、漢字節減等の制定は暫時其実行を見合せ、更に国語調査会に諮問して普く世間の論評を徵し、慎重なる調査を為して、然る後完全に近かるべき新法を定めんことを望む、今や山縣内閣は総辭職を為して、新文部大臣の何人たるべきや未だ知るを得ざれども、余輩は新内閣の文部当

局者に望むに先づ此一大事業を以てせざるを得ざるなり。

(二) 読売新聞 社説 仮名遣改正と高等教育會議

(明治二十八年三月十八日)

文部大臣は来る二十日を以て高等教育會議を召集し、左の諮問案を提出して同会の意見を徵むといふ。

- 一、国語仮名遣改正案
- 一、字音仮名遣に関する事項

附国語仮名遣改定別案

- 一、文法上許容すべき事項

抑も高等教育會議は教育上の最高諮問府にして、教育行政に関する大体の事項及び学制の大綱に属する重要事件を諮問するを以て重なる目的とすべきは固より言ふ迄もなき所、殊に由来毎年一回必ず之を開くべきものなりしに、現文相は其必要を認めずとして其規則を改正し今回新に召集せるものなれば、定めて重大なる案件あるべしとは蓋何人も予期する所なるべし、然るに諮問の事項茲に出でずして、却て前記の如きものに止るは我輩の頗る疑訝する所なり。

国語仮名遣の改正は固より重要事件なるに相違なしといへども、元是れ這般専門の知識に富める学者、実務家の考究に委すべきものにして、一般文政の大体に通じ若くは教育の各階級を代表せる高等教育會議の事業としては太だ適當なりといふべからず、況んや同時に帝國教育会の如きものにも諮問したるは、是れ最高諮問府と普通

教育上の団体とを同等視したるものにして、少しく高等教育會議を侮蔑したるの嫌あるに於てをや、外国の事例は必ずしも爰に引用するの要なきも、彼の仏国が千九百年に於て文法上に改正を加へんとするに方り、之を学士會院に諮りて高等教育會議に諮らざりしを見れば、亦以て最高諮問府と其他の教育団体との性質の差を分曉するに足らん、聞く議員中には這回の諮問案を取りて直に之を文部省に返却するの議を懐く者ありと、我輩亦其謂れなきに非るを認む。

這回諮問に附せらるべき改定案は、昨年来組織されたる教科書調査委員會の調査に成りたるもの、由なるが、同會に於ては尋常期年の間を以て完全と認むるに足るべき成案を具すること能はざりしは、他に一ケの別案と稱するものを添附したるを以ても知らるべし、而して其別案が所謂本案なるもの、粗漏不完全なることを一々暴露するが如き觀あるも亦奇ならずや、此る未熟なる仮名遣を強て学校の内に行ふも、弘く世間の用うる所とならずして、我邦の文章は転錯乱に錯乱を加へんのみ、是故に我輩は高等教育會議に諮詢するの可否を姑く論外に置くも、猶諮詢案其もの、粗惡を鳴らさんと欲するなり。

又我邦には特に國語調査會なるものあり、年々一万余金を費して國語に関する事項を調査せしめつゝあり、這回の問案の如きは蓋主として此會の査定に附すべきものなるべし、記す嘗て三十六年中國定教科書編纂の当初、同會は文部省の諮詢に逢ふて本件の關係する所頗る広く、隨て慎重の議を要すべきものなるが故に、追て仮名遣全部の改定案を具申する迄は姑く従來の儘に差置かれたしと応へた

るを、爾來未だ同會が所謂仮名遣全部の改定案を具申したるを聞かざれば、猶調査中に在ることを想察すべし、果して然らば他年同會の成案を得たる後、不幸にして這回の改正と齟齬、矛盾、衝突したるものある時は之を如何に処置せんとするか、這回の改正案は現に國語調査會に諮問中なりといへども、自己の本領として永く考究中のものあるに拘はらず、教科書調査會が僅々の時日を以て調成したるものに向て直に一致すべしとも思はれざるが故に、一時這回の改正を強行するも、他日再び錯乱を來すの恐なきを期せざるなり、人或は猜して曰ふ文相は高等教育會議を開かざるに對し、世上の攻撃太甚しきを憂ひ已むを得ずして召集したるものにして、衷心より仮名遣の改定案を議せしめんとする誠意あるにあらずと、我輩は諮問案の性質より推し、前後の事情に稽へて、文相の爲めに猜者の妄を弁ずるの材料を得ざるを悲む。

之を要するに這回高等教育會議の諮問案たる國語仮名遣改定案は(第一)最高諮問府を蔑視し(第二)内容の粗漏太甚しくて徒らに國文の錯乱を來し(第三)折角の巨費を抛ちて組織したる國語調査會を無用の地に置かんとするものなるを認むるのみ。

(三) 日本社説 仮名遣の許容(再び文部の企業に付て)

(明治三十八年三月二十三日)

目下高等教育會議に附しつつある(今日ごろ已に原案可決せしも知れず)國語仮名遣改定案、其の参考として附録したる別案に、案

の理由とし記して曰く、『国語を総て発音的に改むることは理想として可なりと雖ども、之を急激に実行せんとするときは、大に世の慣用と衝突し又甚しく歴史的文法を破壊する等、種々の差支を生じ却て目的を達する能はざるの虞あり、故に本案は実行上の便宜等を鑑み最も穩当なりと認むる方法を採用したり』と。参考別案と名づけて附録せらるゝ此の案は二十九条より成り、其の本物よりも僅に二ヶ条を減じたるものに過ぎずと雖ども、内容は頗る穩当にして、文部省自ら理由に言ふが如し。

但た怪むべきは此の別案は何人の提出に係れるやの点なり。同じく文部省中の発案ならば、何故に之を本物とせざるや。其の称して参考別案とせし理由は如何。文部省は現に自ら此の案を目して「最も穩当なりと認む」と曰へり。されば本物として會議に附したる改定案は取りも直さず其の認めて「不穩当」なりとする所、大に世の慣用と衝突し甚しく歴史的文法を破壊する等種々差支を生ずる所の案ならずや。理想として可なるも実行上の便宜を欠くものならずや。文部省は自ら提出しながら自ら駁撃しつつある自家撞着の至にあらずや。本物の改定案は文部省の理由を示すものにして別案は其の実行上の便宜を示すもの乎、兩者を併せて會議へ提出したる其の真意や殆ど解すべからず。若し本物にして通過し難き場合には別案を通過せしめんと縁日商人的懸引なりとせば、文部省なるものゝ無定見にして自信なきも亦甚しからずや。

二案並出の不都合は暫く措き、何れにしても此の別案を見れば本物の提出に付き文部省自身にも実行を危むの念あるは明白、即ち其

の本案として提出せる国語仮名遣改定は文部省内にても異議あるを認むるに足る。出案の理由は之を自白して余あり。文部省は世の慣用と衝突するを恐れ歴史的文法を破壊するを恐る、這是左もあるべき事なり。されど、教科書の編輯上又は学校の教授上、彼れは在来の仮名遣法に不便を感じたるやに見ゆ。此の間に処する方法に窮して斯る提案を敢てしたるに似たり。然らば吾人は文部省に教へん。教科書の編輯は宜しく在来の仮名遣法に拠りて之を行ふべし。仮名遣法よりも其の資料の撰択と其の誤謬の回避とに力を用ゐて可なり。若し夫れ教授上生徒の記憶力を過勞すとの慈悲心に出づと為さば、所謂別案の如き程度に於て許容を設くるを要す。国語仮名遣許容案は不可なし。

別案と雖ども世の慣用と衝突し歴史的文法を破壊するの点あり、唯だ本物の改定案よりも較く穩当なりと謂ふに過ぎず。故に之を改定案としては其不可なること毫も前者に異ならず。但た教授上多少の困難あるべきは、吾人と雖も之を認めざるにあらず。この困難を濟ふに最も正当なる方法は、発音通に仮名を改むる代はり成るべく仮名通に発音を改むるに在り。別言すれば頽廢せる発音を恢復して成るべく現在の仮名遣と合致せしむるに在り。這是単に国語の原法を敬重するの事たるのみに止まらず、又た国語の進歩を図る事たり。但だこの方法の実行も亦朞月の間に遂げ得べきにあらず。文部省としては之を将来の事業とし、先づ目前の救済方法として国語仮名遣許容を設くる可なり。許容は改定にあらず。国語の自由の変遷を妨げずして教育上の困難(若し之あらば)を救ふ、文部省の仕事と

して最も穩当なりとせん。吾人は徒らに反対するにあらず、又た徒らに旧物を固守せんとするにもあらず、社会の前途は簡易にして複雑に赴くの趨勢に觀て國語も亦た此の趨勢を免かれ難きを思ひ、彼の如き顛倒の改定を不可とするの理由を有する者なり。

(四) 東京日日新聞 假名遣法の一退転
社説

(明治四十一年六月一日)

文部当局者の企画したる國語字音假名遣改定の事業は、既に実施したる字音新假名遣法に於て失敗の端緒を啓き、今回臨時假名遣調査委員会を組織するに至て愈々予期の成功を難ずるの色を示したり。今回の假名遣改正案は、牧野文相の第一回臨時委員会に於て演べたる所に徴すれば、貴族院の建議を参酌し、文部当局者が更に起草したる所に係り、其主眼とする点は假名遣上、前改定案に於て設けたる口語と文語との區別を撤廃し、多くは社会の慣用に遠ざからざるを期すると言ふにありて、其前に幾ど國語の語源をも破壊するに等き急激なる改正を施さんとしたるを更改する方法を取るものなり。之を文部当局者の当初企画したる所に照らせば假名遣法改正の猛念は正に一退転を告ぐるものと謂ふべし。加之ならず今回の提案は既往の字音改正法実施に胚胎したる現在及将来の困難を除却するの目的を包含し、輒ち前の改正法実施の失敗を恢復せんと期するものなり。牧野文相は即ち説を為して曰く、前に字音假名遣を改正したる結果、國語假名遣も之に倣ふの実況を呈し、現に小中学生徒は

字音と國語との區別を弁せず、字音新假名遣法を國語假名遣にまで応用せんとするもの頗る多きを致す、仍て此等の事情に顧み、今に於て之を統一整理するに非ずんば、本邦の國文は一層の困難を來すは明白なるを以て、此際原案の如く字音假名遣法と國語假名遣法とを成るべく統一し、改正の区域は成るべく之を減少し、之に依て國語教育の困難を除き其發達の便を進めんとするを要とすと。知るべし既に実施したる改正字音假名遣法は徒に國文の困難を來せる原因を為し、早くも遂に其弊を矯正せざるべからざるが如き失敗を招き、之が恢復策として今回の提案あるに迫りたることを。是れ文部当局者が其前に企画したる所に於て既に予期の成績を期し難きを告白すると同時、前の改正に対し、更に改正を加ふるの利なるを必要としたるものにあらずや。若し其れ当初改正の際、將來國文の前途に困難を与へ、改正の主旨たる兒童研學上の重担を除却するの目的に反するの結果を齎らすの事實を洞見すること、牧野文相の如きあらしめば、或は彼が如き失敗を招くの原因たる無用の改正なきを得、又其改正より生じたる弊害杜絶の方法として今回の如き提案を為すの必要起らず、隨て既に実施したる改正に依り無用の修學を為し、之が為めに蒙りたる兒童の損失は全く之を与ふるに至らざりしやも亦決して望むべからざるにあらざりしを思はずんばあらず。是に於て吾曹は益々文部当局者が最初此の如き問題を一の行政事項と為し、独断的に之が実施を試みたるの徒勞なるを信ぜずんばあらざると共に、既に実施したる改正法の無用に屬したる以上、之に關聯したる提案の又遂に無用に歸するなきや否を研究し、其取るべきは固

より之を取るに躊躇すべからざるは論なしと雖も、再び将来の学界に煩累を与へざるを期するは即ち今回の委員会が当に最も務むべき所なるを思はずんばあらざるなり。

(五) 読売新聞 文相の妄断(仮名遣復旧に就て)
社説

(明治四十一年九月九日)

文字の使用法は、一國文明の進歩に多大の關係を有するものにて、其取捨改廢の如きは、學者と教育実験家との、慎重なる研究に待つべく、決して文部大臣の勝手に左右し得べきものに非らず、何となれば文部大臣は一時の行政長官に過ぎず、大臣の更迭毎に其方針を変ぜんか、國民は遂に其適歸する所を知る可らざればなり、沉んや無為無能にして、徒らに復旧の愚を為すに於てをや。

今回文部省が省令第二十六号を以て仮名及其字体字音仮名遣並に漢字に関する従来の規定を削除したるが如きは、正に是れ文部大臣が、學者を侮蔑し実験家を軽視し、自己一片、好惡の感情を以て、國家百年の大計を誤らんとするものと云ふべし、我輩は寧ろ其妄断不遜に驚かざるを得ず、之を具体的に評せんか、仮名遣は從來のものを用ふるさへ識者は多く之に反対せしに、今更變体仮名を授くるの必要果して何れにあるか、變体は一種の修飾文字に過ぎず、實用を主とする義務教育に於いても毫も關係なき事なり、次は折角制限を加へたる漢字を、再び増加して兒童の脳髓を悩まさんとする事なり、文部大臣は義務教育延長の結果、自から増加すべきものゝ如

く云ひ居れども、義務教育は智識の方面にこそ延長すべけれ、用も無き漢字を増加して何にかせん、今の學生漢字を知らずとは、世間一般の評判なれども、それは今迄の世の中に於て不自由なるのみ、向後漢字を廢すとせば、何かあらん。又た字音仮名遣を旧に復し、棒引の便利にして且つ実地の発音に最も近きものを止め、専門家すらも頗る困難とせる『ふ、う』『や、よ』の使ひ分けを為さんとするに至ては、無益の勞力を兒童に強ゆるのみ、教育上多大の害あつて、些少の益なきもの也、殊に一旦旧に復すと云ひながら、又其訓令の末段に『字音仮名遣の爲徒に國語の學習を難渋にし、兒童の心神を過勞せしむるが如きは、務めて之を避けざる可らざるを以て、敢て繩墨に拘泥するを要せず云々』平たく之を言へば、余り面倒なるも宜しからざれば好い加減に遣つて置け、即ち『う、ふ』『も』『や、よ』も何れに誤魔化しても可なりとの意味なるが如し、更に之を換言せば、文部大臣も復旧の到底行はれざるを知り、之に依て一時の茶を濁さんとせるや明かなり、我輩は斯く曖昧なる復旧よりも、改定案の之に優る万々なるを断言して憚らず、殊に其口実として、実施の結果予期の目的に副ふこと能はずと云ひ居れども、我輩の見る所にては、其結果惡しと思はず、広く行はれざるは之を行はざるに依るのみ、仮名其物の罪には非らざるべし。

之を要するに、同問題に就ては、仮名遣調査会あり、國語調査会あり、學者実験家の研究最中に當り、其道には至つて不案内なる文部大臣が、突然之を改廢して顧みざるは、不都合極まる話なり、斯る問題は向後も尚ほ有るべし、知らざるを知らずとし、文部大臣

は寧ろ圏外に立つて学者実験家の説に聞き、慎重事に当るの義務ある事を記憶せんことを要す。

(六) 報知新聞
社説 国語問題の今後

(明治四十一年九月十二日)

仮名遣改定運動は、新文相の果断によりて一大頓挫に遭遇し、従来の計画は根本より覆されて、余す所は全国数百万の児童に、不通の国語を覚えしめたる惨事あるに過ぎず。堅確なる国論に根底を置かず、頼み難き一時の権勢を濫用して、区々の私見を国民に強ふるの弊は、真に此の如きものあり。吾人は今に至りて彼徒の自から責任の重大なるを感知し事の是非得失は別論として、之を行ふ方法の甚だしき粗暴なりしを悔悟したりと確信せざる能はず。従つて本問題今後の変遷は如何にありとも、再び此の如き惨事を繰り返さじとの臍を固めんことは、吾人が此機に於て彼徒に要望する第一条件なり。扱其れは其れとして、仮名遣問題は今後如何に処分せらるべき乎。小松原文相の椅子に憑る間は、文部省は全く該問題を打切り、国語の上に何等の改良手段をも講ぜざるべき乎。又改定運動に熱中したる一派の徒は、青天の霹靂に辟易して、此儘に屏息すべき乎。吾人は両ながら其然るを信ぜず、文部省は一層着実なる基礎の上に、国語改良の方法を発見せんと勉むるなるべく、改定の主唱者は捲土重来の策を画するに怠らざるべし。吾人を以て之を見れば、国語界の動揺今日の程度に進みては、何の辺にか其効果を発現

せずして底止することなかるべく、国語改良の運動は、今後に継続して決して衰ふる事なかるべし。是れ独り仮名遣改定の運動によりて生じたる影響のみにはあらず、無智の文学流行して、其勢力動もすれば伝来の正法を蹂躪せんとする傾向あるに由るなり。惟ふに国語の紊乱は今日より甚だしきはなく、之を整理改良するは、現代の一大事業ならずばあらず。仮名遣の改定は慥に其一分派に属するものにして、吾人は其根本の主旨に反対するものにあらず、若し其方法にして宜しきに適せば、寧ろ之を輔翼助成せんと欲す。唯従来の改定は立案極めて粗笨にして、其方法も亦暴慢を免れず、着実の思想を有する者は、何人と雖一見顔を背けざるべからざるを如何せん。『発音の通りに書す』るは国語筆記法の真理たるは吾人も之を認むれども、其は改良の一面観に過ぎず、他の一面には『文字通りに発音せしむ』る方法もあることを知らざるべからず。今人の発音は古人の発音より精確にして、之に則るは則ち国語を改良する所以ならば、今人の発音を基礎として、之を其儘に文字にあらはす主義は間然すべき所なし。唯事実は之れに正反対し、今人の発音の蕪雑なるは、改定表を一覧すれば何人にも明瞭にして、『じ』と『ぢ』とは混じて一の『じ』となり、『つ』『ず』も一の『つ』に合し、其他『か』と『くわ』とは一の『か』に、『きよう』『きやう』『けふ』は一の『きよう』となる等、今人の発音の不精確は争ふべからず。蓋し文字なき時世に於ては、意志を通ずる道は口頭より外に方法なかりしを以て、発音は自から精確を保持せられけんも、文字の制あるに至りて、人は之れに依頼すること多きに過ぎて、発音の精確は閑却せられたるもの

か。兎に角発音の蕪雜を念頭に止めず、之を基礎として文字までも改定し、諸般の異なる事物を十把一束的に表記せんとするは、一般の改良進歩の法則に違反するものにして、到底國語の改良と見做す能はず、寧ろ退化の跡顕然たりと云ふべし。されば『発音通りに筆記す』るは國語の一真理たるを認むると同時に、之を實行するに先ちて、『文字通りに発音せしむる運動を起し、人の言語は文字なくとも充分明瞭に領解し得る方法を講じて、而して後に発音の通りに文字にあらはすを正当の順序なりとす。従來の改定運動に一大打撃を与えたる今の文部当局者は、國語の上に如何なる見解を有するか、吾人は未だ之を聞かざるも、既に取れる果斷の善後として、新に『文字通りに発音』せしむる運動を起し、大に音韻の研究を奨励して可ならんと思ふ。斯くて『発音通りに筆記』する運動は、『文字通りに発音』する運動と相切せば、仮名遣改定の方針は始めて適當の処に落合はん。吾人は現当局者が粗笨なる改定を抑圧したるを可なりとし、更に將來取るべきの道を示すこと此の如し。

(七) 報知新聞 社説 國語整理の一段落 仮名遣改正案成る

(大正十三年十二月二十七日)

漢字整理は方今の急務であつて国定教科書の如きも、既にその使用漢字を千四五百字に制限して居る有様である。中橋文相時代、臨時國語調査会の設置さるゝや、先づ第一に常用漢字の整理について、し細の研究を遂げ、これを千九百六十一字に制限するの案を公

けにしたのも、つまりは漢字制限が國語問題中の最も重大なるものであることを認めたからである。しかし國語問題は漢字制限のみで尽きて居るといふ訳ではない。漢字制限は國語問題解決の第一歩たるに過ぎずして、一度足をこの問題に踏み入れたる以上、第二、第三と次を追ひて解決すべきものが少からず存する。漢字を制限すれば、勢ひ國語の組織構造にも多大の影響あるを免れないから、單に漢字を制限したのみで、他のこれに關聯する問題を解決せざるにおいては、折角の整理も却つて國語界を感亂するにとゞまるのみである。

◇

國語調査会では、去る二十四日の總會において、國語仮名遣ひ、字音仮名遣ひの兩改正案を決定したが、これは漢字制限に關聯して、當然解決せらるべき問題である。調査会の決定案では、國語や字音の仮名遣ひを、凡て発音通りに改めやうとするのである。漢字制限の氣運が、今日の如き口語体の隆盛を促すに至つたのか、また口語体の發達せる結果、漢字制限の必要を感ずるに至つたのか、そのいづれが因たり果たるかは知るに由ないが、いづれにしてもこの兩者の間には深甚の關係ありて存するものと察せられる。兎に角、口語体が現代の時文の様式となつた以上、漢字制限と關聯して、遅かれ早かれ仮名遣ひの上に一大革命が到来せねばならぬのである。既に口語体といふからには、國語、字音ともにこれを発音通りにすべきは當然のことであつて、アヤフイ(危)をアヤウイ、カホ(顔)をカオ、カウヂ(麴)をコウジ、ケフ(今日)をキヨウとし、またクワイ(會)をカイ、キヤウ(狂)をキヨウ、ゲフ(業)をギョウ、リヤウ(良)

をリヨウと改めるのは、敢て怪しむまでもないことである。

◇

国語整理を無用の業なりとし、漢字制限の必要をも認めざる者はしばらくおき、いやしくも口語体が時文の様式たり、漢字制限が現代の要求たることを意識する以上、何人も国語、字音の仮名遣ひ改正に異議があらうとは思はれぬが、それにしても文部省には、果して調査会の決定案を採用して、速かに国定教科書の改正を行はんとする意思ありや。率先して漢字制限を施行せる新聞紙は、今回もまた仮名遣ひについて文部省の先手を打つことであらうが、文部省としてはこれを傍観して居る訳には行かない。我国従来の仮名遣ひが学習に困難なることは、今更いふまでもないことであるが、国民教育の効果を挙げる点からいつても、国家文運の進歩を促す必要から見て、文部省は速かに国定教科書の仮名遣ひを改正して、国民の無形の負担を軽減せしめねばならぬ。

(八) 東京日日新聞 仮名遣と常用漢字
社説

(昭和六年五月十三日)

一

文部省の臨時国語調査会は、今回仮名遣改定案と、常用漢字とに對して修正を加へて発表した。仮名遣については該調査会は元來原則として発音主義をとり発音を忠実に写すことを目ざしてゐた。それがために、今日の日本人は、一部地方の者を除いては、全く「じ」

と「ぢ」、「ず」と「づ」とに對して発音上の區別を立ててゐないといふ理由で、これを「じ」「ず」に統一してしまつたのであつた。しかるにその後、かくては葉茶屋は「はじやや」になり、地震が「じしん」になつて、甚だ滑稽に見えるといふ論がおこつたので、今回除外例を設けて、二語の連合、同音の連呼によつて生ずる「ぢ」「づ」その連声によつて濁るものおよび異音によつて生ずるものは、除外例とすることとした。

二

言語が製造せられたものでなくて、自然に発達して来たものである以上、文法を編む場合、除外例の出来るのはまことにやむを得ない。しかし右の如きものを果して除外例とせねばならぬものであらうか。これらは連合、連呼、連声もしくは異音によつて、「ぢ」「つ」の発音が「じ」「ず」に變じたのである。発音が變れば全く文字を變へる例は外国語にもある。即ち「Wolf」:「Knife」が複数となつて「Wolves」:「Knives」となるが如きものである。これは「f」の発音に變化を生じたがために、全く文字を變へて「v」としたものである。この説明を「ち」「つ」の発音的變化にも応用し得ないであらうか。とにかくこの除外例の認容によつて、発音主義といふ大切な原則の一角に大きな破綻が出来たといつてよい。しかもこれを認めるとして、「宛」を仮名で書けばどうしても「づ」となるはずなのに、これは依然として「ずつ」と書かねばならぬなど滑稽千万ではないか。

三

尤もこの除外例は前回決定せられたものにおいて、すでに大きな

破綻を現してゐるのである。即ち「を」「は」「へ」の三助詞がそれである。他の言葉にあつては、従来この三つの仮名を用ひてゐたものは、「を」「は」も「ちろん」、「は」「へ」も「わ」「え」と同一の発音となるものは、皆これを「お」「わ」「え」とすべきことを規定したにもかゝらず、三助詞のみは何ゆゑにそのままに置かれてゐるか全く無意味である。そのため「かはたれどき」(味爽)などの「は」はどう処分すべきか見当がつかない。また「逢ふ」が「おう」、「言う」が「ゆう」となり、しかも「逢ひ」「言ひ」の場合は「あい」「いい」となつて、一の動詞が語根からして全く別になつてしまふといふ奇観も、未だにそのまま残されてゐるのである。

四

一方常用漢字は百四十七字を削つて、四十五字を加へた。これにも不可解な事が多い。漢字を整理する方針よりいへば、これを省くのは理由があるとするも、新らたに加へたものが、さらにむつかしくて常用を遠ざかつてゐるのはをかしい。「刈」「垣」「逢」等の字と、「厥」「威」「肇」等の字と、その困難、その日常使用の程度の比較はどうであらう。後者の如きは、恐らく教育に関する勅語の中に現れてゐるといふので、復活せしめたものと思はれるが、教育に関する勅語は、わが国民に対する教訓で、畏いことながらクラシカルな典經である。これを捧読謹解しても、その中の文字を日常使用することは稀である。しかもこれらのものを付加する一方において、日常頻繁に使用してゐるものを削除したのは、甚だ首肯し難い。「舅」を廃して「娼」を入れたなどはその標準はどこにあるのであらうか。常用せ

られてゐるものを付加するのはよいが、世に常用せられてゐるものを除いてしまつては、実用には全く遠く、これによつて教育せられたものを却つて世間的に不具にする。

五

われ等は国語を調査整理するの必要を痛切に感じてゐる。またその事業の非常に困難であつて、完全な案の甚だ得難いことも弁へてゐる。かつまた成案を得ても、これを世人に励行せしめ難く、ために一種のデレンマに陥るの苦しさも察してゐる。ゆゑに国語調査会の事業に対してはこれを尊しとし、その労に対してはこれを多とするものであるが、しかしながらその案に至つてはほんの素人案であることを感ぜざるを得ない。単なる思ひつきでは破綻は至る所に現れる。われ等もつと学究的に周匝な研究を進め、完全なる語法を作るとともに、種々の例を十分に彙類して正則を明確に規定するとともに、変則例外に対しても洩れなく説明し得るやうにすることを望みたい。この不完全な案をもつて国定教科書を編纂しようとの議の如きは、単なる風説に過ぎぬと信するが、もしそれを実際とすれば、全く無鉄砲な話といはねばならぬ。

(九) 大阪朝日新聞
社説

仮名遣ひの改定 教育上の負担軽減

(昭和六年九月二十八日)

一

さる十九日の教科書調査会は、臨時国語調査会の作成した仮名づ

かひ改定原案を採用することに、異議なく決定した。『政府は臨時国語調査会決定の仮名づかひ改正案による仮名づかひを、官公署の文書は勿論、広く一般に採用することにつき、適當なる処置を講ぜられんことを望む』といふ希望条件までついている。該案は近く文政審議会に附議されるさうだが、最も難関と見られてゐたのがこの教科書調査会で、これさへ通過すれば、文政審議会でも、さして異存はなかるべく、結局成立、実現されるものと解してよからう。これだけでいよゝ、多年來、わが国語教育上の重大懸案であつた問題が解決され、国語並に字音の乱雑なる仮名づかひが統一されて、学ぶものゝ負担が大に軽減されるのは、喜ぶべきことである。

二

仮名づかひの改定には、国語の革命ともいふべきほどの重大意義あることが認められながら、即刻どうかしなければならぬといふまでに、差し迫つた問題でもないところから、ついのびゝになるのも已むを得ないとして、明治二十六年ごろ、井上文相の時代にすでに教育界の論議に上つてゐたのを思へば、今日までずるぶん久しきに亘つたものである。この間、いはゆる『棒引仮名づかひ』法が実施されて、十年もたゝないうちに廃止された喜劇もあり、せつかく活動しつゝあつた国語調査委員会が行政整理の余波をうけて廃止された悲劇もあつた。現在の臨時国語調査会の出来たのは大正十年中橋文相時代で、当時修業年限短縮のための学制改革問題がやかましく、年限を短縮しても学力の低下しないやうにするには、まず言

語、文章、文字を整理しなければならぬといふ教育調査会の進言に本づいたのであつた。それからでも、もはや十年を経過してゐるが、今や、やはり修業年限短縮を一本要素とする学制改革案が、教育界のセンセイションとなりつつある際、いよゝこの臨時国語調査会作成の仮名づかひ改定原案実施の目的のついたのは、因縁ふかき廻り合せである。

三

今回文政審議会に附議するまでに至つた臨時国語調査会の仮名づかひ改定案は、大体において現在の標準語の純粹なる発音を基本として整理統一されたものであるが、助詞の『は』と『へ』と『を』とは、最もしばゝ用ひられ、最も親しみ深いものであり、これを『わ』『え』『お』に変へるのはいかにも不愉快だといふので、従来通りとし、また、『ぢ』『づ』は『じ』『ず』に改められるが、二語の連合によりて生じたもの(例へば『ぢづな』『ぢぢりめん』)、同音の連呼によつて生じたもの(例へば『ぢぢむ』『ぢぢみ』)、連声によつて濁るもの(例へば『ぢぢぢぢぢぢ』『ぢぢぢぢぢぢ』)、異音によつて濁るもの(例へば『ぢぢぢぢぢぢ』)までも、全部『じ』『ず』に改めてしまふのも穩当でないといふので従来通りとする除外例を設けてゐる。さきの文部省案の字音との區別もつきかねるやうなお粗末な『棒引仮名づかひ』に比すれば、遙かに進歩的で、かつ常識的なものである。これならば、よほど極端な急進主義者か、然らずんば頑冥な保守主義者でない限り、賛同を吝まないであらう。

言語が時代とともに変化して、発音と文字とが離ればなれとなり、おなじ語でありながら、人によつて書き表はし方を異にし、仮名づかひが乱雑になつてゐるのを整理統一しようとする場合に、歴史的仮名づかひによると、表音的かなづかひによると、いづれが便利であり合理的であるかといへば、無論後者である。これは前者に随つて文字と発音とを、はなれづにしておくよりも、これを一致せしめた方が自然だからである。さうすれば、各自が標準音をもつて口にいひ表はす通り文字に書き現はせばよく、歴史的仮名づかひのやうに、一々古典に徴して機械的に記憶する必要もなくなるから、どんなにか教へやすく学びやすくなることだらう。綴方など實際の応用に当つても、安心して駆使することが出来るから、豊富な思想の表現を妨げられたり、明晰な推理の発表を混乱せしめられたりするのではない。かくて教育上著しき負担軽減となり、能率増進となるべきを疑はない。尤も仮名づかひの改定には、語源の保存が出来ないとか、国語の歴史を無視し、文法を破壊するとか、古典が読めなくなるとか、いろ／＼の非難がつきものになつてゐるが、それはただ理窟であつて、これを打破する理窟もまた立つわけである。とにかく仮名づかひ改定の必要が加速度的に一般に認められつゝある際、この上の荏苒慢過を許さず、今回の臨時国語調査会案ぐらゐのところ落ちつかすのがよからうと思はれるのである。

(十) 東京日日新聞
社説

新仮名遣の実施 なる研究せよ

(昭和六年十月十六日)

一
文部省は臨時国語調査会が今春定めた改定仮名遣を以て、来年度より使用する国定教科書を編纂するといふ。これはわが国民教育のみならず、わが文化上の大問題として考慮せねばならぬことがある。一体わが国語は祖先の大きな文化的遺産であるが、これを他のある外国語に比すると、構成、字体等の関係上、書写その他において随分不便な点もある。随つて、その学習、日常生活、学問研究等について国民の負担が少くない。ゆゑにこれを何とか改良したいといふのは、国民の進歩を希望する者の齊しく考へる所である。本改定案もその企図の一の現れである。この点において調査会の労は多ししなければならぬが、これを即刻使用することについては、なほ一考せねばならぬ。けだし十分練れたものでないからである。

二

改定案は発音主義を原則としてゐる。しかも「は」「へ」「を」の三助詞は除外例としてある。他の場合にあつては三字とも「わ」「え」「お」と発音する時は、尽く発音通り書かせながら、何故この例外を作るか、凡そ例外は、すでに存せるものをそのまま彙類する際に、統一せる範疇内に列ね得ない時に認めるやむを得ぬ処分である。この三助詞の如きは決してやむを得ぬ処分ではなく、一括し得べきものを自ら故らに作つたものである。故意に無用の陥穽を作る如きは、誠

に解し難い悪戯といはねばならぬ。「ぢ」「づ」の存置についても、やゝ同様のことをいひ得る。他の場合は尽く「じ」「ず」を用ひしめるにもかゝらず、連声、連合、連呼、呉音等によつて「ち」「つ」の濁るものは、皆これを存することにしてゐる。これは前の助詞の場合よりやゝ道理はあるが、わが国民の一小部分を除く大部分の発音より見る時は、決して発音に即した取扱ひとはいはれぬ。かくの如く定めながら、頭、凶等の呉音は「ず」とし殊に「宛」を「ずつ」と書かせる如きは、理路は到底一貫しない。

三

「い」の長音は下に「い」を書くにもかゝらず、「お」の長音の下に「う」と書くのも、また不統一な規定である。「大きな」は「おうきな」と書くよりも、「おきな」と書く方が発音に即してゐることは何人も認めるところである。また日本語より「くわ」の音を除き去つてすべてを「か」とする如きも心得難い。この両者の区別を明瞭にする者は国民中極めて多い。殊にわが国は、漢字漢音を使ふ関係より、同音異義の言語が非常に沢山ある。この同音異義をなるべく少からしめ、耳より聞く国語の明瞭を期する点よりしても、「か」「くわ」の区別を存せしめることは、わが国語を立派なものたらしめるゆゑんである。「舞を舞ふ」を「まいをもう」と書かせる如きは、発音主義をとる上はやむを得まい。しかし一動詞が語根まで形を變ずることは、「得」「歴」「来」以外なかつたところである。故に今これを許すとせば、動詞の變化は非常に多くなる。さらに語尾變化も従来とは異つて来

る。形容詞の變化についても同様のことがいへる。これに對して調査会はいかなる措置を採つたか。その活用等を統一的に説明すべき新文典編纂の用意などは全くないやうである。これでは教科書が改まつても、これを教ふる者の如きは、さらにこれについても文法上の組織的知識を持合せぬことになるわけである。

四

挙げ来ると際限がないが、とにかくこの改定案には、なほ研究の余地があり、これを実施するとしても、それ以前になすべき仕事がある。往年文部省は国語に長音符を使用することを決定実行し、幾程もなくこれを廃して、わが国語を紊亂した。当時これをもつて教育を受けた者は、今日なほその習慣を脱せず、非常な迷惑を感じてゐる。右の如き案を急いで実施して、再び間も無く改定するが如きことがあれば、非常な国民的損害である。すでにこの改定に携はつた有力者には、また遠からず改正することのあるべきを口外してゐるではないか。もとよりわれ等とても永劫不変のものなどを望むのではない。しかし少くとも近き将来における改定の必要を予想せしめるものであつてはならぬとする。現に世論も随分あることであるから、さらにこれを精査し、遺漏の無い研究を遂げ、さらに必要な新文典を編んでかゝるべきである。徒らに事功に急いで悔をのこすのは愚である。

(十) 東京日日新聞
社説

字音仮名遣と発音

(昭和十七年七月二十一日)

国語審議会は懸案の字音仮名遣の法則を決定した。永い間の問題となつてゐただけに、この更改は容易でなく、その苦心の程も察せられるのであるが、専門家や一般から見れば種々の批評もあるべく、閣議の決定までにはなほ考慮を加へてもよい。しかし何分面倒なものを容易にしようといふのであるから、更改するとなると無論大体発音通りにするより外はあるまい。

今度の決定を見ると、発音通りといふ意味においてまづ当を得てゐる。長音ならびに拗音の長音の如きこれよからう。たゞ「くわ」「ぐわ」を「か」「が」としたことは問題である。これを区別して発音してゐる地方が頗る多く、且つこれは国民学校、中等学校では正しく発音せしめてゐるのであるから、「か」「が」に統一する決定は、発音通りといふよりも、仮名遣の更改によつて発音の変更を強制するもので、本末顛倒である。漢語の同音異義は日本には甚だ多く、かつ漢字整理によつて漢音を仮名で書くことが多くなつて、同音異義を区別することは困難になつた。さうして同音異義を少しでも少からしめるためにも、今日国民学校、中等学校等で折角正確に発音せしめてゐるものを、仮名遣を改めることによつて無理に同音異義の語を多くつくる必要はなからう。

ついでながら仮名遣にはなほ国語仮名遣の問題があつて、これは

決して字音仮名遣の如く簡単には行かぬから、この決定にあたつては、深く博く国語の性質を究め、外国の綴字と発音との関係、およびこれに対する態度、意見等を参酌して進んで貰ひたい。単に日本語を簡単にして新附の民族に普及せしめるといふやうな考へで行けば、彼等の輕侮を招くのみならず、悔いを百年にのこすことなきを保せぬ。

仮名遣い問題概説

(明治以降
現代かなづかい
制定前)

明治初期の我が国の公的な文章には、一般に漢文書き下し的な文体が多く用いられた。これに対して、新しい時代の国語を求めて、さまざまの改良論(いわゆる国字改良論)が展開された。それらの中には、いわゆる標準語の確立に関するもの、文体の平易化に関するもの、用語・用字の合理化に関するものなどが含まれるが、中で最も大きな流れをなしたのは、仮名文字をこれまでよりも重んじて、国語を平易なものにすべきであるという論であったと言ふことができる。

早く、慶応二年十二月には、前島密(来輔)が將軍(徳川慶喜)に建白書「漢字御廃止之議」を提出しているが、その内容は、国民の知的水準を高めるために、簡易な文字(仮名)・文章を用いて教育を行い、将来は日常公私の文章も漢字を用いないで表記するようにすべきであるという趣旨のものであった。前島は、また、同様の立場から、明治二年五月に政府に「国文教育之儀ニ付建議」を、明治五年七月に右大臣(岩倉具視)と文部卿(大木喬任)に「学制御施行ニ先テ国字改良相成度卑見内申書」を提出し、更に明治六年二月から七年五月にかけて縦組み平仮名書きによる日刊紙「まいにち ひらかな しんぶんし」を刊行するなどした。また、明治六年八月には、福沢諭吉が入門用国語読本『文字之教』を「ムツカシキ漢字ヲバ成文用ヒザルヤウ」(同書端書)心掛けるべきであるという考え

方に基づいて編集し、明治七年五月には、清水卯三郎が「平仮名ノ説」(『明六雑誌』第七号)で平仮名を専用すべきことを唱え、自説を化学の入門書『ものわりのはしご』(明治七年)で実際に試みるなどのことがあった。

一方、文部省は、明治五年八月の学制発布の際、普通教育に文語の漢字仮名交じり文、歴史的な仮名遣いを採用した。そのため、これが学校教育における表記法として定着していくこととなった。文部省は、明治七年、いわゆる歴史的仮名遣いを教えるための教科書として、『単語図』『連語図』などを刊行した。

しかし、この歴史的仮名遣いについて、普通教育関係者の一部に、児童にとって複雑すぎるといふ声が起こり、これを表音的なものに改めようという動きも見られるようになった。明治十一、二年のころ、当時の千葉県師範学校校長兼同女子師範学校校長那珂通世は、両校において教育の改良を図り、その一端として『単語図』『連語図』などを教えるのに仮名遣いを動詞の活用語尾の部分を除いて表音的なものに改めて教授することを試みた。

明治十五年には、国字改良運動とも関連して、普通教育関係者を中心に、表音的仮名遣による仮名文の普及を目的とした「いろはくわい」が結成された。仮名文字運動の団体としては、ほかに、歴史的仮名遣いによる仮名文を広めようとし

て明治十四年に結成された「かなのとも」、表音的仮名遣いによる仮名文を広めることを目的として実業家を中心に結成された「いろはぶんくわい」などがあつたが、明治十六年七月、これらが仮名文普及の立場から大同団結して「かなのくわい」（会長有栖川威仁親王）を結成することとなつた。

しかし、同会では、どんな仮名遣いを用いるかということについては一致した結論に達することができなかった。そのため、暫定的に、歴史的仮名遣いを主張する「つきのぶ」（機関誌『かなのみちびき』）、表音的仮名遣いを主張する「ゆきぶ」（機関誌『かなのまなび』）、五十音のものを正し仮名文字の数を増やすことを主張する「はなぶ」の三部を置くこととし、機関誌も別々に出す状態が続いた。明治十七年三月にはこの三部を廃し、機関誌も『かなのしるべ』一誌としたが、翌明治十八年には再び「もとのとも」（機関誌『かなしんぶん』『かなのてがみ』）「かきかたかいりようぶ」（機関誌『かなのざつし』）の二部を置くに至つた。これらのうち、表音的仮名遣いを主張する人々の仮名遣いに対する考え方は、「かなづかひのこと」②（『かなのまなび』、明治十六年八月号）、同「ぶんのかきかたにつきて」（『かなのまなび』、明治十七年一月号）などによって知ることができる。一方、歴史的仮名遣いを主張する立場からは、物集高見『かなづかひ教科書』（明治十九年四月）ほか

さまざまの仮名遣い教科書が発行されるなどのことがあつた。

なお、明治二十年前後は、全般的に国字改良論が盛んであつたが、末松謙澄『日本文章論』（明治十九年十一月）などには仮名遣い改良の説が見える。

明治二十六年には、文部大臣井上毅が、当時の帝国大学文学部と第一高等中学校に対して諮問「問目一則」④を發し、普通教育に用いる仮名遣いのうち字音仮名遣いを歴史的なものから表音的なものに改めることについて意見を聞くということがあつた。これに対して、帝国大学文学部教授栗田寛、同黒川真頼、同物集高見、同助教教授三上参次、第一高等中学校教授落合直文、同高津鋏三郎ら六名が「答申」⑤（明治二十七年）を提出した。しかし、これらは内容的には賛否両論に分かれるものであつた。

二

明治二十八年、ヨーロッパ留学から帰国して間もない上田万年が「欧洲諸国に於ける綴字改良論」⑥（『太陽』、同年七月）を發表した。これは、ヨーロッパのつづり字改良問題の経緯を紹介したものであるが、我が国の仮名遣い改定運動に刺激を与えるところが少なくなかつた。

折から、日清戦争も終わり、一時静まっていた国字改良論が再び活発となつた。仮名文字説、ローマ字説、新字説など

の人々は、国字改良に関する世論を高めることがまず必要であるという観点から、明治三十一年、大同団結して国字改良会を結成した。帝国教育会(全国的な教育団体、明治二十九年発足)も、国字改良の必要を認め、内部に国字改良部を設けた。そこで国字改良会はこれと合体することとなった。帝国教育会は、国字改良を実行に移すために、政府の機関でその方法の調査を行うことを求めて、明治三十三年一月、「国字国語国文ノ改良に關スル請願書」を貴族院・衆議院に提出した。貴族院・衆議院は、同年二月、これを採択し、政府に対して「国字国語国文ノ改良ニ關スル建議」を出した。そこで、文部省は、明治三十三年四月、八名の国語調査委員を任命し、国語調査の方針を立てるための予備調査を開始した。これが後に国語調査委員会の設置(明治三十五年三月)として実を結ぶこととなった。また、帝国教育会の国字改良部は、結成以来さまざまの国字改良に関する案を発表したが、そのうち、明治三十三年七月の「国字改良部仮名決議」^⑤は、表音的な仮名遣い案を含むものであった。

文部省は、小学校令が改正されることになったのを機に、小学校教育に用いる文字の平易化を図ることとし、明治三十三年八月二十一日付けの省令第十四号小学校令施行規則第十六条で、小学校教育に用いる字音仮名遣いの表音化、平仮名及び片仮名の字体の統一、漢字の範囲の設定などを行った。こ

れについては、帝国教育会などがほぼ賛成の態度を示したが、一方、読売新聞社説「新定仮名遣法の実行は暫時見合すべし」^⑥(明治三十三年九月二十九、三十日)、三矢重松「字音新仮名遣に就いて」^⑦(『国学院雑誌』、明治三十四年一月)その他、字音仮名遣いの改定について慎重論を唱えるものも少なくなかった。

高等師範学校(校長伊沢修二)では、この小学校令施行規則第十六条の規定を附属小学校で実施する具体的な方法を検討した結果、仮名遣いについては、「小学校令施行規則中第二号表ノ仮名遣ハ、近易ナル普通文(話言葉)ニ於テハ字音ノ言葉ノミナラズ国語ノ言葉ニモ適用スルモノトス」^⑧(『高等師範学校附属小学校国語科実施方法要領』明治三十四年三月)という方針で臨むこととした。

新しい字音仮名遣い(いわゆる棒引き仮名遣い)は、明治三十四年四月から、小学校教育で実施された。これについては、実施以来、国語仮名遣いとの関係、長音を書き表す場合の「ー」の使用、中等教育や一般社会における仮名遣いとの関係などが問題となった。明治三十五年三月に発足した国語調査委員会は、同年六月までに九回の会議を開いて同会の調査方針を決定したが(『国語調査委員会決議事項』)、「文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」など四項目を同会の調査すべき主要な事業とすると同時に、目下の普通教育の必要のために、「国語仮名遣

ニ就キテ「字音仮名遣ニ就キテ」など六項目を別に調査する方針であつた。これについては、同会委員長加藤弘之「国語調査に就て」(『教育時論』、明治三十五年七月号)、同会補助委員保科孝一「国語調査委員会決議事項について」(『言語学雑誌』、明治三十五年七月号)などの論文に詳しい。

国語調査委員会は、その後、右の調査方針に基づいて、字音や国語の仮名遣いの改定について根本的な調査を進めたが、その最終的な結論が得られる前に、これとは別に文部省内に設置されて国定教科書の改善に関する審議に当たっていた教科書調査委員会が、教科書の修正のためには仮名遣い問題の解決が先決条件であるとして、国語仮名遣いについて同会のまとめた「国語仮名遣改定案」^①と、この改定に伴って明治三十三年の新字音仮名遣いについて改正が必要になる点をまとめた「字音仮名遣ニ関スル事項」^①とを文部大臣に報告した。そこで文部大臣は、これを本案とし、文部大臣官房図書課立案の「国語仮名遣改定案」^①を別案として、明治三十八年二月に国語調査委員会に、同三月に高等教育会議(最初の文部大臣の諮問機関、明治二十九年十二月設置)に諮問し、更に文筆家など四十八名にも意見を求めることとした。

ところが、この両案が発表されると、これに対する反対論が盛んとなり、明治三十八年三月「国語会」(会長東久世通禧)が結成され、また、物集高見、伊沢修二その他が「日本新聞」や

『国学院雑誌』などに次々と仮名遣い改定反対の論文を発表した。その主な論拠としては、

○つづり字法で発音どおりでないのは日本だけのことではない。

○仮名遣いに手を加えるより、我が国の国語、国字をどうするかの根本を解決することが先決の問題である。

○文部省に国語を変更する権限があるかどうか疑問である。

○歴史的仮名遣いを変更すると、そのために

- ・ 国語の尊厳がそこなわれる。

- ・ 文法が混乱する。

- ・ 従来歴史的仮名遣いで区別されてきた同音語の区別ができなくなる。

- ・ 古典が読めなくなる。

- ・ 語源が分からなくなる。

○歴史的仮名遣いは児童にとって習得困難だというが、

- ・ 一般に言われるほどではない。

- ・ 指導法に工夫を加えれば、もっとやさしく学べるようにできる。

- ・ 仮に難しいとしても、児童にとって必要なことなら、それに取り組ませることが大切である。

などが挙げられる。これに対して、上田万年らが仮名遣い改定賛成の立場から論文を発表した。その主な論旨は次のとお

りである。

○外国語特に英語のつづり字には発音どおりでないものも多いが、これは、一つは英国国民の保守性に基つき、一つはローマ字の本性からくるものであって、我が国の漢字仮名交じり文の中の仮名遣いを現状のままにしておいてよい理由にはならない。

○言葉は変化するものである。それに伴って文法や仮名遣いが変わるのは当然である。

○歴史的仮名遣いを知っているから古典が読めるというものではない。歴史的仮名遣いは専門の者が必要に応じて勉強すればよい。

○歴史的仮名遣いは児童にとって学習上の負担が大きい。

○仮名遣いを簡便にすることは、学校教育のためばかりでなく、社会、経済の能率のためにもよい。

なお、この時の論文の中で、伊沢修二「所謂最近の国語問題に就きて」(『国学院雑誌』、明治三十八年六月号)、上田万年「最近の国語問題を論ず」(『教育学術界』、同年七月号)、伊沢「国語問題に就て」(上田博士の説を駁す)(『教育学界』、同年九月号)、上田「伊沢先生の駁論」に就て」(『教育学界』、同年十月号)、伊沢「吾が国語のために上田博士に与ふ」(『国学院雑誌』、同年十二月号)などは論争の形をとって発表された。

一方、諮問を受けた高等教育会議は、明治三十八年三月二

十四日、「……重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟テ更ニ諮問アランコトヲ望ム。」と答申した。また、国語調査委員会は、二十一回の委員会を開いて審議した結果、明治三十八年十一月二十一日、諮問案と明治三十三年の新字音仮名遣いとを修正するという形で詳細な答申^①を行った。このほか、帝国教育会や府県師範学校(六十校)などからも「答申」^①が出されたが、仮名遣いの改定に根本から反対するものは少なかった。そこで文部省は、国語調査委員会の答申を原案として、明治三十九年十二月、改めて高等教育会議に諮問したところ、同会議は、同月、大多数の賛成をもってこの案を可決するに至った。

ところが、このような成り行きに対して、明治三十九年十二月、新たに「国語擁護会」が結成され、また貴族院の一部にも反対意見が生まれた。そこで文部大臣は、小学校教科書に改定仮名遣いを採用することを見合わせ、更に研究を重ねるために明治四十一年五月に臨時仮名遣調査委員会を設置して、文部大臣官房図書課で新たに作成した「仮名遣ノ件」^①を諮問することとした。

諮問を受けた臨時仮名遣調査委員会は、明治四十一年六月五日から七月三日までに五回の委員会を開いたが、その間に意見を述べた委員のうち、大槻文彦^②、芳賀矢一、矢野文雄、伊知地彦次郎は仮名遣い改定におおむね賛成し、藤岡好古、

森林太郎^②、曾我祐準、伊沢修二は反対であった。しかし、明治四十一年七月西園寺内閣(文部大臣牧野伸顯)が総辞職し、桂内閣(文部大臣小松原英太郎)に代わった後、同会は一度も開会されずに、同年十二月調査未了のまま廃止された。

一方、文部省は、明治四十一年九月七日訓令第十号^①を出して、「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除」した。このため、明治三十四年以來小学校教育で実施された字音仮名遣いは旧に復することとなった。これについて、読売新聞「文相の妄断」(明治四十一年九月九日社説)、報知新聞「国語問題の今後」(同年九月十二日社説)などのほか、「教育公論」などを中心にさまざまな賛否意見が発表された。なお、文部省は、教育の場における混乱を避けるために、先の訓令第十号で、それまでの表音的字体を仮名遣いを許容するなど教育上の配慮が必要であることを述べるとともに、同年九月十二日、「小学校令施行規則中教授用仮名及字体、仮名遣ニ関スル規定削除ニ付教授上ノ注意事項」^①を各都道府県と各高等師範学校に対して通達した。

三

臨時仮名遣調査委員会に続いて、国語調査委員会も、大正二年六月、行政整理のために廃止された。しかし、教育年限短縮の問題とも関連して、大正四年十月、教育調査会(文部大臣の諮問機関、高等教育会議に代わって大正二年設置)から国

語・国字・国文を平易にするために有力な調査機関を設置することが必要である旨の建議があり、貴族院・衆議院からも同様の建議があった。そのため、大正五年四月、文部省に国語調査室が設置され、大正十年六月、原内閣(文部大臣中橋徳五郎)のとき、それを基に臨時国語調査会が設置された。臨時国語調査会は、初め「漢字ノ調査ニ関スル件」を審議していたが、大正十二年五月の「常用漢字表」(一九六二字)の発表でそれが一段落したあと、「仮名遣ノ改定ニ関スル件」の審議に移り、大正十三年十二月二十四日、表音的な「仮名遣改定案」^①を可決、発表した。しかし、これに対しても賛成反対の論が盛んに起こり、特に反対論が激しかったため、大正十四年二月、文部大臣岡田良平が衆議院において改定仮名遣いを教育上に直ちに用いる意思のないことを表明するに至った。なお、このとき発表されたもののうち、山田孝雄「文部省の仮名遣改定案を論ず」^②(『明星』、大正十四年二月、補訂して小冊子としても刊行)は、基本的な問題から改定案の各項の具体的な問題までを詳細に論じたもので、後の仮名遣い改定反対論の一つのよりどころとなった。

臨時国語調査会は、このように「常用漢字表案」「仮名遣改定案」に関する世論を聞いたあと、それを基に昭和六年五月、「常用漢字表及仮名遣改定案に関する修正」^①を可決した。そこで文部省は、これを昭和八年度から使用の新教科書に採用す

る方針をたて、まず教科書調査会(小学校の教科用図書調査を目的とした文部大臣の諮問機関、大正九年四月設置)に諮問したところ、同会は、同年九月十九日、「仮名遣改定案ニ拠ル仮名遣ヲ」小学校教科書に「採用スルコトヲ適当ト」認めると同時に、「官公署ノ文書ハ勿論広ク一般ニ採用スルコトニツキ適当ナル措置ヲ講セラレシム」旨の答申を行った。

このような動きに伴って、仮名遣改定問題について再び賛否両論が活発となった。『国学院雑誌』は、昭和六年九月から十二月までの四号にわたって「仮名遣改定問題」特集を行い、多くの反対論を掲載した。反対論の中には、仮名遣の改定を思想問題と結び付けて論じるものもあつた。一方、賛成の立場から発表された論文も、『国語教育』の「仮名遣改定促進号」(昭和七年四月)に掲載されたものを始め、少なくなかつた。本資料集所収の湯沢幸吉郎「改定仮名遣は文法を破壊するものにあらず」(『教育研究』、昭和六年十月)、保科孝一「国語における仮名遣問題」(『岩波講座、教育科学2』昭和六年十一月)佐久間鼎「仮名づかいは是非」(『国語教育』、昭和七年四月)、日下部重太郎「仮名遣復古から新仮名遣の改良整理」(『現代国語思潮』、昭和八年六月)などは、いずれもそれぞれの立場から仮名遣の改定の認められてよいことを論じたものである。

文部省は、改定仮名遣を教科書に採用する問題に関して、教科書調査会に続いて、文政審議会(教育方針に関する内

閣総理大臣の諮問機関、大正十三年四月設置)の意見を聞くはずであつたが、他の問題ともからんでその機会が持てなかつたため、結局改定仮名遣いは昭和八年度から使用の小学校教科書に採用されなかつた。

昭和九年十二月、臨時国語調査会に代わつて、文部大臣の諮問機関である国語審議会が設置された。同審議会は、昭和十四年から、昭和十年の文部大臣の諮問事項のうち「仮名遣ノ改定ニ関スル件」の審議を進めることとし、昭和十七年七月十七日、仮名遣のうち字音仮名遣だけを表音的なものに整理した「新字音仮名遣表」^①を可決、答申した。そこで文部省は、「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」(昭和十六年二月二十五日)に基づいてこれを閣議に諮るために、各省庁に意見を聞くなどしたが、最終的な結論を得るに至らず、結局この案も実施されずに終わった。

国語施策沿革資料 2
仮名遣い資料集(論評集成 その1)

昭和56年3月31日

編集・発行 文化庁
(文化部国語課)

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

TEL (03) (581) 4211

印刷者 大蔵省印刷局

郵便番号 105

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号

TEL (03) (582) 4411
